

令和2年度「保育のおしごと 職場説明・面談会」 参加法人・施設・事業所の皆さまへ

職場説明・面談会への参加にあたり、ご留意いただきたい点は、以下のとおりですので、ご確認願います。

1 はじめに

本職場説明・面談会では、法人・施設・事業所の基本情報をわかりやすくお伝えするために「参加事業所ガイド」を冊子にして参加者（求職登録者）に配布します。

このため、参加される法人・施設・事業所の皆さまにおかれましては、以下の手順により「求人票」、「参加事業所紹介ガイド記入シート」の提出をお願いします。

2 求人票について

(1) 参加申込みと同時に、ホームページ「福祉のお仕事」にて、求人登録をお願いします。

《福祉のお仕事》 <http://www.fukushi-work.jp/>

(2) 求人票は、**令和3年4月採用予定の求人**や**今年度中途採用予定の求人**を取り扱います。
なお、参加事業所紹介ガイドの掲載スペースの都合により、1事業所あたり5件までとさせていただきます。

(3) 求人の範囲について

福井県社会福祉協議会 福井県福祉人材センター（福井県福祉人材無料職業紹介所）・嶺南福祉人材バンク無料職業紹介所が扱える求人の範囲は下記のとおりです。社会福祉および介護保険関連施設・事業のみですので、ご留意くださるようお願いいたします。（病院等の場合、一般病棟等においては、社会福祉士等を除く求人には対応できません。）

～ 福井県福祉人材センターが扱える求人の範囲 ～

- 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所
（事業実施者が社会福祉法人の場合は公益事業も含む）
- 介護保険法に規定する介護保険事業所
（社会福祉法人以外の法人、企業が運営する介護療養型医療施設、介護老人保健施設、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、通所リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業、有料老人ホーム、福祉用具貸与、地域包括支援センター等）
- 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
（自治体等から補助を受けている小規模作業所、無認可保育所等）
- 社会福祉法に規定する福祉事務所、児童福祉法に規定する児童相談所、身体障害者福祉法に規定する更生相談所、知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉法に規定する精神保健福祉センター
- 社会福祉分野の国家資格を持つ専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等）の場合は上記以外の社会福祉を目的とする事業を行う事業所（病院等で働く社会福祉士、福祉系学校の教員等）

3 参加事業所紹介ガイド記入シートについて

(1) 参加事業所紹介ガイド記入シート〔様式2〕について

本説明会では、法人・施設・事業所の基本情報をわかりやすく伝えるために、参加者（求職登録者）に対し、参加事業所ガイド冊子を配布します。

- ・各様式データは、福井県社協ホームページからダウンロードしてください。
<http://www.f-shakyo.or.jp> 「トピックス」→「保育のおしごと 職場説明・面談会参加事業所募集」
- ・記入方法については、別紙「記入例」をご覧ください。
- ・当該様式に必要な事項をご記入いただき、**11月6日（金）までに事務局までメール（FAX 不可）にてご提出ください。**

4 その他

(1) 新型コロナウイルス感染防止対策のため、ブース定員は2名までとさせていただきます。

※当日参加いただく方については、必ずしも、施設長・事務長クラスの方である必要はありません。求職者が就職後、自らのキャリアアップする姿をイメージできるような若手職員の参加も一案であると思います。求職者や新卒学生との「出会いの場」として、貴事業所の魅力をアピールしていただければ幸いです。

(2) 開催時は3密（密閉・密集・密接）を避ける感染防止対策を期しますが、参加される際はマスク着用等をお願いします。

(3) 地震等の自然災害の発生や新型コロナウイルス感染拡大の状況により、本職場説明・面談会を延期・中止する場合があります。

5 提出先・問い合わせ先

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 人材研修課（担当：高田）

〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22

TEL 0776-21-2294 / FAX 0776-24-4187

E-mail jinzai-center@f-shakyo.or.jp